平成２８年（フ）第７９０号
神戸市東灘区岡本１丁目５番14号　第２伸幸ビル301号
債務者　竹田　　誠
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７９９号
神戸市北区有野台５丁目３番Ｂ50棟201号
債務者　河野　　貢
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１１号
千葉県八街市朝日586番地27
債務者　清水　美里
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第９１号
山口市吉田2406番地２　ビッグシーダーＫ２・101号
債務者　沖田　浩行
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５１号
北海道川上郡標茶町桜２丁目６番地　ハイム小山内　２、申立時の住所北海道川上郡標茶町旭２丁目２番１号
債務者　加藤　裕子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１５２号
北海道川上郡標茶町桜２丁目６番地　ハイム小山内　２、申立時の住所北海道川上郡標茶町旭２丁目２番１号
債務者　加藤　裕悦
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１４５号
愛知県豊橋市寺沢町字睦美574番地５
債務者　岡本　優作
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１４７号
愛知県豊川市為当町上川原田１番地の６
債務者　奥村　由香
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第２２８号
岡山市南区洲崎１丁目３番37号
債務者　祝部　龍二
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９９号
岡山県備前市穂浪425番地１ラフィーネＡＹＡ　Ｂ－202、旧住所岡山県備前市日生町日生2169番地
債務者　眞田あづさ（旧姓山脇）
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月27日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９７８号
東京都武蔵野市西久保２丁目15番23号ハイツアドニス102
債務者　吉澤　　翼
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０１４号
東京都八王子市諏訪町1922番地１松枝住宅２－404
債務者　奥村　昌子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２７号
愛媛県八幡浜市国木160番地１県営住宅神山団地234号
債務者　菊池　杏子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午前11時20分
松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（フ）第１１６号
長崎県佐世保市皆瀬町661番地　Ｋ３－303、前住所長崎県佐世保市大宮町８番16号　大隈アパート102
債務者　岩永　陽子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１２５号
長崎県佐世保市白木町169番地１、前住所長崎県佐世保市小佐世保町708番地
債務者　後田　冴子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後２時10分
長崎地方裁判所佐世保支部破産係